

審 査 メ モ

1 今回申請された計画

商業動態統計調査（以下「本調査」という。）について、経済産業省は、令和6年1月分調査から、集計事項の一部を取りやめる計画である。

(1) 本調査の調査体系

本調査は、表1のとおり、調査対象別に甲、乙、丙及び丁調査の4調査により構成されている。

表1 本調査の調査体系

調査名	調査対象
甲調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本標準産業分類の中分類「<u>50 各種商品卸売業</u>」に属する事業所のうち<u>従業者100人以上のもの</u> ・ 中分類「<u>51 繊維・衣服等卸売業</u>」から「<u>55 その他の卸売業（「細分類5598 代理商、仲立業」を除く。）</u>」までに属する事業所のうち<u>従業者200人以上のもの</u>
乙調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>甲調査の調査対象事業所以外の卸売業</u>に属する事業所 ・ <u>丙調査の調査対象事業所及び丁調査の調査対象企業の傘下事業所以外の小売業</u>に属する事業所
丙調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本標準産業分類の中分類「<u>56 各種商品小売業</u>」から「<u>60 その他の小売業</u>」までに属する事業所のうち<u>従業者50人以上のもの（丁調査の対象企業の傘下事業所を除く。）</u>で、次の条件を満たすもの ・ 日本標準産業分類の小分類「<u>561 百貨店、総合スーパー</u>」に属する事業所のうち、<u>売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所</u>であって、かつ、<u>次に掲げる売場面積の事業所</u>（以下「百貨店」という。） <ul style="list-style-type: none"> i) 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上 ii) 前記i)以外の地域については1,500㎡以上 ・ <u>売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所</u>であって、かつ、<u>売場面積が1,500㎡以上の事業所</u>（以下「スーパー」という。）
丁調査	<p>【丁1調査】 日本標準産業分類の細分類「<u>5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）</u>」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。）を<u>500店舗以上有する企業</u></p> <p>【丁2調査】 日本標準産業分類の細分類「<u>5931 電気機械器具小売業（中古品を除く）</u>」又は「<u>5932 電気事務機械器具小売業（中古品を除く）</u>」に属する<u>事業所で売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業</u></p> <p>【丁3調査】 日本標準産業分類の細分類「<u>6031 ドラッグストア</u>」に属する<u>事業所を50店舗以上有する企業</u>又は<u>ドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業</u></p> <p>【丁4調査】 日本標準産業分類の細分類「<u>6091 ホームセンター</u>」に属する<u>事業所を10店舗以上有する企業</u>又は<u>ホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業</u></p>

(2) 集計事項の変更

本件申請では、丙調査（百貨店及びスーパー）における地方別の集計のうち、表2のとおり、東京特別区・政令指定都市別の集計を取りやめる計画である。

表2 集計事項の変更内容

商業動態統計月報（確報）	速報
第3部 百貨店・スーパー販売	
第5表（1）東京特別区・政令指定都市別販売額	第7表（1）
（2）東京特別区・政令指定都市別販売額前年（度、同期、同月）比増減率	第7表（2）
（3）東京特別区・政令指定都市別、商品別販売額等	
第6表（3）経済産業局別、東京特別区・政令指定都市別、商品別期末商品手持額	

(注) 下線部分の集計を取りやめ

(審査状況)

ア 今回、集計を取りやめる統計表では、いずれも東京特別区・政令指定都市別に、「百貨店」、「スーパー」の合計値とその内訳として「百貨店」、「スーパー」別の数値が表章されているが、直近の調査結果では、全体の約4割の地域において、「百貨店」、「スーパー」別の数値に秘匿措置が講じられている。

イ 一方、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）においては、統計リソースに限りのある中、統計作成の効率化が求められている。

これを受けて、経済産業省は、ユーザーニーズも踏まえ、東京特別区・政令指定都市別の集計を取りやめることを計画している。

ウ これについては、地方における百貨店の減少による統計表の利便性の低下を踏まえたものである。また、地方別の集計のうち、経済産業局別や都道府県別の集計は維持されるほか、二次利用により必要な集計を行うことも可能であるため、統計作成の効率化の観点から、おおむね問題ないと考えるが、以下の点について確認する必要がある。

(論点)

- a 集計を取りやめる背景事情・理由は何か。取りやめることによる業務効率化等のメリットはどのようなものか。
- b 集計を取りやめることについて、ユーザーニーズをどのように確認したのか。利活用の観点から支障は生じないか。
- c 集計を取りやめることについて、どのように周知する予定か。

2 統計委員会諮問第143号の答申（令和2年9月9日付け統計委第15号）^{（注）}における「今後の課題」への対応状況

本調査については、統計委員会諮問第143号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

（注）前回の統計委員会諮問第143号の答申においては、諮問第129号の答申（令和元年6月27日付け統計委第4号）における「今後の課題」が引き継がれている。

（1）調査方法の変更による影響の分析・検証

本調査の調査結果は、幅広く利活用されていることから、安定的な結果精度の確保が重要である。このため、今回の民間事業者の活用拡大や、調査員調査から郵送・オンライン調査に統一することによる実査及び調査結果への影響等について、特に小規模事業所を中心に分析・検証を実施し、その結果を統計委員会に事後的に報告するとともに、必要に応じて、委託業務内容等の改善に活用すること。

（審査状況）

ア 甲調査及び乙調査は、令和2年3月分調査から、調査員調査を廃止し、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更された。

イ 経済産業省は、調査方法の変更による調査結果への影響を分析・検証した結果、調査票の回収率は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一時的に低下したものの、令和2年夏頃には小規模事業所を含め、従前と同水準にまで回復し、その後も順調に推移しているとしていることから、おおむね適切と考えるが、以下の点について確認する。

（論点）

- a 調査方法の変更による実査及び調査結果への影響等について、分析・検証を実施した結果は具体的にどのようなものであったのか。
- b 分析・検証の結果については、統計利用者には、どのように情報提供しているか。

（2）調査対象の範囲の変更に関する検証・検討

今後の調査対象の範囲の変更に向けた検討においては、今回の審議結果や利活用ニーズを踏まえ、学識経験者等の知見も活用しつつ、以下の点について検証・検討すること。

- ① 調査対象の範囲を変更した場合の商業全体の推計方法については、本調査の役割や利活用ニーズを整理した上で、特に、除外部分の推計に用いる階層設定の在り方、廃業事業所の推計への反映について、幅広い時期のデータを使用して、統計的な検証・検討を行うこと。
- ② 調査対象の範囲の変更に当たっては、従業者数以外の基準を用いた階層の設定の可能性や除外の範囲を業種別に設定することの可否を含め、改めて幅広く検証・検討すること。

(審査状況)

ア 乙調査の報告者数は、母集団情報の変更などにより大幅に増加し、調査実施者側の負担が大きくなっていったことから、諮問第129号当時（平成31年4月）、令和2年3月分調査から、乙調査における小規模事業所の裾切り（卸売業は従業者9人以下、小売業は従業者4人以下を調査対象から除外）が計画されていたが、推計手法の確立には至っておらず、慎重に検討する必要があるとして、変更が見送られた経緯がある。

イ 経済産業省は、本課題を踏まえ、乙調査の調査対象から全業種一律で従業者規模1～4人層を除外し、5～9人層又は全層の増減率を用いて1～4人層を推計するシミュレーションを実施したところ、いずれの場合も、業種別販売額の推計結果に大きな影響はみられなかったとしている。

ウ しかし、調査対象事業所の約半数を占める1～4人層の除外は、調査対象範囲の大きな見直しとなることから、当面は現行の調査対象範囲を継続し、売上高等による層化の可能性、推計上の工夫、母集団情報の変更の影響などについても検証の上で、慎重に検討したいとしている。

エ これについては、引き続き注視することとしたいと考えるが、以下の点について確認する。

(論点)

- a ①について検証・検討を行った結果は具体的にどのようなものであったか。
- b ②について検証・検討を行った結果は具体的にどのようなものであったか。
- c 調査対象の範囲の見直しについて、今後、どのような検討を行う予定か。

(3) 母集団情報の整備に向けた検討

本調査がこれまで母集団情報として用いていた商業統計調査が中止されたことや調査員調査の廃止により新規事業所の把握が困難となることに伴い、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査、行政記録情報等から商業の実態を適切に把握できるような調査対象名簿の整備方法について検討すること。特に、事業所母集団データベースの年次フレームは、より早期に基礎的な名簿情報の把握が可能なことから、その活用による新設、廃業事業所の把握を中心に検証・検討すること。

(審査状況)

ア 本調査では、経済センサス-活動調査を母集団情報として、甲調査及び乙調査は業種別・従業者規模別に調査対象事業所を無作為抽出し、丙調査及び丁調査は属性的範囲に該当する事業所又は企業を全て選定している。

このうち、甲調査及び乙調査については、前記2（1）のとおり、令和2年3月分調

査から、調査方法が調査員調査から郵送・オンライン調査に変更された。これにより、新規事業所の把握が困難となることや、商業事業所は開業・廃業の割合が高い業種であることを勘案し、その実態を適時、適切に把握できるような名簿情報の整備方法を検討する必要があるとして、本課題が付された経緯がある。

イ 経済産業省は、本調査の母集団情報として、事業所母集団データベースの年次フレームを活用することを検討したが、同データベースでは、調査対象範囲の特定に必要な項目（産業細分類、売場面積、セルフサービス方式など）が不足していることから、引き続き経済センサス-活動調査を用いることとしている。

なお、令和7年1月分調査から、母集団情報を令和3年経済センサス-活動調査に更新後は、その後の事業所の異動状況が反映された最新の年次フレームを活用し、事業所の存否確認を実施した上で、調査を実施する予定であるとしている。

ウ これについては、現行の調査対象範囲を維持する限りにおいて現時点では他に調査対象を特定可能な母集団情報の代替案がなく、最新の年次フレームを活用して調査対象名簿の更新を行うこととしていることから、特に問題ないと考えるが、以下の点について確認する。

（論点）

- a 本調査の調査対象範囲の特定に必要な項目とは、具体的にどのようなものか。
- b 本調査では、これまで新設又は廃業の情報をどのように補捉していたか。
- c 事業所の存否確認に事業所母集団データベースを活用するとのことだが、具体的にどのように活用するのか。また、どのような効果が見込まれるか。

（4）公表の早期化に向けた検討

本調査については、今回、甲及び乙調査の調査方法を変更し、郵送・オンライン調査に一本化されることから、その実施状況や報告者負担も踏まえ、結果精度を確保しつつ、公表の早期化や調査業務の効率化を目指す観点から、調査票の提出期日の在り方を検討すること。

（審査状況）

ア 甲調査及び乙調査は、前記2（1）のとおり、令和2年3月分調査から、調査方法を郵送・オンライン調査に一本化したことに伴い、調査票の提出期日も調査対象月の翌月10日から翌月15日に一本化された。

諮問第129号の部会審議においては、調査方法の変更を踏まえ、公表の早期化を図る余地はないかという論点に対して、郵送・オンライン調査の早期提出の状況を踏まえて検討することとするとの結論に至ったことから、本課題が付された経緯がある。

イ 経済産業省は、調査票の提出期日の早期化の可能性について、調査対象事業所にヒア

リングを実施した結果、売上データ等の確定日や社内確認の期間を踏まえ、現状どおりを希望するとの回答が大部分であった。このため、報告者負担の軽減と結果精度の確保の観点から、現状の提出期日を維持しつつ、郵送・オンライン調査の早期提出の状況や、公表早期化のニーズを注視したいとしている。

ウ これについては、本調査の公表日（速報は調査対象月の翌月下旬）は、主要な月次統計と比較しても遅いものではないことから、特に問題ないと考えるが、以下の点について確認する。

(論点)

- a 郵送・オンライン調査の早期提出の状況はどのようになっているか。
- b 公表早期化の具体的なニーズは寄せられているか。

3 公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）においては、統計調査の実施に際して、報告者負担の更なる軽減の観点から、行政記録情報の積極的な活用のほか、民間企業等が保有するビッグデータの公的統計への活用に向けた取組を推進することとされている。

また、本調査では、令和2年3月分調査から、丁2調査（家電大型専門店）において、調査票の提出に代えて、POSデータ等による提出も可能となっているところ、同計画においては、以下のとおり、本調査に関する検討課題が掲げられている。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(1) 報告者負担への配慮	POSデータ（消費者物価指数、商業動態統計調査等）、ウェブスクレイピングデータ（消費者物価指数等）及び人工衛星データ（作物統計調査、SDGグローバル指標等）等、既存の公的統計の中で活用されているデータについて、必要性や費用対効果等も踏まえ、活用の対象を拡大するなど、これらのデータ活用の横展開を検討する。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。

これを踏まえ、以下の点について確認する。

(論点)

- a 報告者負担の更なる軽減の観点から、行政記録情報やPOSデータ等の民間企業等が保有するビッグデータの更なる活用の余地はないか。

以上